

○司会 それでは、時間となりましたので、ただいまから第6回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

まず、開催に当たりまして、議長であります平野復興大臣よりごあいさつを申し上げます。

○平野復興大臣 復興大臣の平野達男でございます。

今日は、第6回の「原子力災害からの福島復興再生協議会」でございます。大変お忙しい中にもかかわらず、皆様方から御出席を賜りましたこと、まずもって冒頭御礼を申し上げます。

そして、被災以来1年4か月ぐらいいが経ちました。この間、皆様方、本当に毎日毎日御苦勞をされておることは私どもも十分承知をしております。また、大変な御苦勞をかけなければならない、かけ続けなければならないことについては、大変心苦しく思っているところでございます。

今日は、テーマが幾つかございまして、最も大きなテーマは福島復興再生基本方針でございます。前回、4月22日でございますけれども、基本方針骨子を皆様方にお示しをさせていただきました。その後、県あるいは関係市町村の皆様方とは、私どもで丁寧に対応をさせていただいたつもりでございます。また、幹事会においても活発な御議論をいただきました。現在、工程に基づいた、県、関係市町村での協議を進めるべく、また、パブリックコメントをいただくべく作業準備を進めておりますけれども、今日、なおさまざまな御議論があるかと思いますので、活発な御議論をいただければと思っております。

佐藤知事と双葉郡の町村長の皆様からいただいた要望への回答を、前回会合でお示しましたけれども、その後、5月21日に回答という形でいただきたいという要望を受けました。この点につきましては、ランドデザイン、賠償、除染、さまざまなことがございまして、一つひとつのテーマにつきまして、今、私どもと皆様方とが意見交換を重ねながら、方向性を今積み重ねているところでございまして、回答書という形で用意しておりませんが、引き続きこの作業を一緒にやらせていただきたいということをお願い申し上げます。

最後でございますけれども、さきの内閣改造に伴いまして、吉田副大臣が政務官から復興副大臣となりまして、若泉政務官が新たに福島担当の復興大臣政務官となっております。これからの福島の復興は、野田内閣の最優先課題でございまして、その牽引役として復興庁が中心に立って、しっかりとした取組みをやってまいりたいと考えております。

そのことを申し上げまして、冒頭の私のごあいさつに代えさせていただきたいと思っております。今日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○司会 続きまして、細野環境大臣、原発事故収束担当大臣よりごあいさつを申し上げます。

○細野環境大臣 本日はお忙しいところ、貴重なお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

私からも、昨年の3月11日以降1年4か月にもわたりまして、福島の方々に大変な御迷惑、御負担をおかけしていることを改めてお詫びを申し上げます。

皆さんが、この長い時間を復旧・復興に向けて大変な御努力をされているわけでありますから、私どもはそのことを本当に重く受けとめて、国として全力を傾けていく必要があると思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

前回からの新しい動きといたしまして、環境省の外局として原子力規制委員会というのが発足する法律が国会の方で通りましたので、正式に決定をいたしました。この議論の経緯というのは、恐らく皆様もいろいろな報道を通じてごらんいただいていると思っておりますが、私は新しい規制機関をつくる最大の目的は、東京電力の福島第一原発を安全な状態で廃炉まで持っていき、それをしっかりと監視する、これが新しい規制機関の最大の使命であると考えております。政府からは独立性が高い組織になりましたので、専門家の皆さんに科学的・技術的な御判断をいただくという仕組みにはなっておりますが、少なくとも規制組織を発足をさせた責任者として、東京電力の福島第一原発の安全な廃炉ということに関しましては、私はこれまでの責任者としてこの組織の誕生に向けて、そして誕生した後もしっかりとやれるようなサポートをしていくことを約束させていただきたいと思っております。

原子力の安全規制をめぐるしましては、私はこれまで多くの誤りがあったと思っております。ここで新しい規制組織を誕生させて、すぐというのは難しいと思っておりますが、いつかは福島の方々に原子力規制が大きく変わった、非常に厳しくなったと言っただけのように努力をしてまいりたいと思っておりますので、是非これからも御指導いただけますようお願いを申し上げます。

今日は、環境省の方から2つのテーマについて説明をさせていただきます。まず1つは、除染モデル実証事業の結果についてでございます。もう一つは、健康管理及び健康不安対策についても説明をさせていただきます。

今日は、全体のテーマの中でいうと、復興再生基本方針の問題が最重要テーマだと思っておりますが、その中で環境省が行っている除染と健康管理というのは、福島県民の方々の最も関心の高いテーマだと思っておりますので、今日改めて皆さんからの厳しい御意見も含めたさまざまな御提案をいただいて、それを持ち帰りまして、福島県の方々の期待に応えることができるように努力をしてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 続きまして、枝野経済産業大臣よりごあいさつを申し上げます。

○枝野経済産業大臣 経済産業大臣の枝野でございます。

私からも、この1年4か月、地域の皆様方には大変な御苦勞、御迷惑をおかけしておりますことを改めてお詫びを申し上げますとともに、この間の皆様方の御尽力、御協力に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今日のメインのテーマであります復興再生基本方針においても、何といたっても産業復興、

そして雇用の創出が、復興に向けては何よりも重要なポイントでございます。事業の再開支援や新産業創出を通じて、しっかりと地域の雇用を生み出していくということに向けて、更に努力をしてまいりたいと思っております。

それとも関連をするかと思いますが、本日は、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度のスタート日でございます。まさにこれがこのタイミングでスタートすることになりましたのは、昨年の福島原発事故の反省・教訓を踏まえた判断であると思っております。

本日、ここに向かう途中で布引の高原風力発電所の視察をさせていただきました。同時に、地元の住民の皆さん、首長さん、風力発電事業者の皆様方とも意見交換を行いました。この布引高原の風力発電所については、地元の皆さんからも大変歓迎をいただいて、喜んでいただいているところでございます。エネルギーに関連をして、福島の皆さんに大変な御迷惑をおかけしているところでございます。同じエネルギーの問題、再生可能エネルギーについては風力にとどまらず、福島県はさまざまなポテンシャルがあると思っております。この再生可能エネルギーの発展が、福島県の産業振興や雇用に貢献できるようにしてまいりたいと思っております。

御承知のとおり、産業総合研究所の再生可能エネルギーの拠点を郡山に整備して、世界一の浮体式洋上風力発電の事業化を目指す実証事業を、福島県沖で進めさせていただいております。

勿論、この再生可能エネルギー関連にはとどまりません。企業立地補助金、そして、もう一つ福島がポテンシャルを持っております、医薬品や医療機器の製造開発拠点の整備。エネルギーと医療関係というのは、これからの日本の産業の二本柱だと思っておりますが、まさにその拠点を福島にしっかりとつくっていくべく、努力をしてまいりたいと思っております。

また、御心配をおかけしております賠償基準についてでございます。現在、事務的な協議を進めております。将来の生活や事業の再建の見通しを立てるためにも、なるべく早く賠償金を示してほしいという声もいただいております。さまざまいただいている御指摘のうち取り入れるべきものは取り入れ、また、議論を深めるべきものは継続協議をすることとし、現段階でお示しできるものをできるだけ早く公表できるよう調整を急いでまいりたいと思っております。

今日、忌憚のない御意見をお聞かせいただき、それを踏まえた対応ができるように努力をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○司会 続きまして、佐藤知事よりごあいさつをお願いいたします。

○佐藤福島県知事 昨年に官邸で開催された復興構想会議において、原子力災害については別途協議会をつくらうということになり、この協議会が開催されて、今回で6回目になります。今日の議題である基本方針は、福島県にとって本当に要諦、要となるものであり、福島県の復興における、1つの天王山であるという認識を持っております。

基本方針は、福島県全体の復興に大きなウェイトを持っておりますので、今日、それぞ

れの代表からお話がありますが、政府は一つひとつ真摯にしっかり受けとめていただいて、是非それに対応していただきたいと思っております。また、先般の8町村、4市町村との協議も、極めて大事なことでありますので、先ほど平野大臣のごあいさつにもありますが、真摯に対応していただきたいと考えております。

1年と4か月が経って、皆さん方の耳にも入っていると思いますが、避難している方に2次災害、3次災害が発生し始めています。孤独死や、自ら命を絶った人、また、先日は南相馬の病院に行って戻ってくる時に不幸にも自動車事故で亡くなられた方などもおられました。このような実態があることを重く受けとめていただきたいと思っております。その上で、今日の会議が本当に実りあるものとなり、あのときの協議会によって今の福島県の基礎ができたんだと言われるような会議になることを祈念しております。

よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○司会 それでは、国側からの説明に入ります。

まず、福島復興再生基本方針案につきまして、事務局から御説明をいたします。

○復興庁 復興庁でございます。

資料2と資料3をお開きください。

先ほど平野大臣から説明いたしましたように、骨子を御説明しました後、県、市町村の方々と意見交換、更には文書の事前調整を行った上で、この案文をつくったところがございます。改めて御協力に感謝申し上げたいと思っております。

資料3ですが、現時点での本文及び別表です。ページ数にいたしますと、110ページの大部のものになっています。なお、各ページの左側に番号が振っておりますが、いわゆるパブリックコメントをする際に便宜を図るための行番号でございます。今日は時間がございませんので、これは既に皆様方にお届けしておりますので、資料2にお戻りいただきまして、かいつまんで御説明させていただきます。

資料2に、今後のスケジュールが書いてございます。20日から、意見聴取手続といたしまして正式に知事に御提示し、市町村の御意見を聞いていただいて、御返事をいただくという手続に入っておりますと同時に、パブリックコメントとして国民の方々から意見をいただくという手続に入っております。明後日3日の火曜日までの手続になってございます。

その返事をいただきました後、最終調整いたしまして、更にこれは閣議決定ですので与党手続を経た上で、できれば7月の中旬には閣議決定に持っていきたいと思っております。

この基本方針ができますと、1ページの下の方ですが、黒く囲んでございます福島復興再生基本方針に基づきまして、3つの計画をつくる手はずになっております。

左から、福島県全土を対象といたしました「産業復興再生計画」、更に新産業を創出するための「重点推進計画」、破線で囲ってございますが、避難指示を出された市町村を主

にした「避難解除等区域復興再生計画」、この3つをつくる手はずになっています。

おめくりいただきまして骨子でございますが、大きな形の変更はございません。後ほど見ていただきますが、110 ページまでになりましたのは各事業を書き込んだことによることでございます。

体裁で言いますと、1部、2部、3部の3部構成に変更しました。従来は第1～第9まで並べておりましたけれども、2ページが一番上、第1部が意義と目標でございます。そして、3ページの真ん中辺りからの第2部が、避難解除区域等をターゲットに絞った部分。第3部が6ページから出てまいります。福島県全域への施策という形で生活環境の実現の施策、あるいは産業復興あるいは重点施策を盛り込んでございます。体裁は3部構成にしたということでございます。第1～第9のところは変えてございません。

2ページにお戻りいただきます。第1部の第1ですが、意義は1の下に書いてございます。「福島の復興なくして、日本の再生なし」ということです。

ポツの3つ目ですが、福島の復興・再生は国政の最重要課題。国は今般の深刻な事態の記憶と教訓を風化させることなく、福島の住民に寄り添い、責務を真摯に総力で実行するということをうたっております。

2は目標ですが、生活環境の実現、地域経済の再生、地域社会の再生。これも変えてございません。

おめくりいただきまして、3の基本理念・基本姿勢も従来と同様でございます。①のところに書いてございますように、全域と避難解除等区域等という2つの観点からつくっていること。⑤で長期的な財源確保あるいは国、県、市町村の一体となった施策ということ掲げてございます。

第2部が、避難解除等区域等の復興及び再生でございます。ポイントは下から8行目ぐらいの(2)のポツの2つ目です。

国は、この地域全体が、再び安全で安心して住むことができ、帰還を望む者が皆帰還し、若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応するということを書いてございます。

おめくりいただきまして4ページですが、(3)のところに復興及び再生の進め方ということを書きまして、ポツの1つ目の3行目、避難解除等区域復興再生計画を作成し、具体的に進めていくということを書いてございます。

ポツの2つ目で、復興及び再生の道すじを示すこと。帰還に係る住民意向調査を実施すること。ポツの4つ目で、町外コミュニティの議論。ポツの5つ目ですが、必要となれば法制上の措置を講ずるということをやっております。

2のところに(1)、(2)と出てまいります。具体的な事業を県、市町村と協議しまして、復興庁としても各省と協議いたしまして、具体の施策について書いてございます。例えば4ページの下(2)ですが、道路、港湾、海岸につきましては常磐自動車道、JR常磐線、東北中央自動車道、小名浜港、福島空港などの個別の施設名を盛り込みまして、

取組の方針を掲げたところでございます。

5 ページの（3）が生活環境の整備です。3 行目ですが、放射線からの安心・安全の確保、長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となること等を目指した対策、モニタリング、被ばく線量の低減方策の検討立案・評価、食品の放射能検査体制の整備等。生活インフラあるいはサービスの確保等も書いてございます。

（6）は、御指摘いただいております将来的な住民の帰還を目指す区域、当面の間、帰ることが困難なところについての取組について書いてございます。

ポツの 5 つ目には、移転して業務を行う地方公共団体とともに避難者を多く受け入れ、本区域の復興・再生の拠点となっている地方公共団体のサービスの円滑な提供の確保についても言及してございます。

おめくりいただきまして 6 ページですが、県下全域についてでございます。そのうちの第 3 が、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現です。

2 のところで、主な施策としてかぎ括弧でくくってございますが、「＜健康管理調査、検査体制等＞」、その次が「＜除染、子どもの環境改善等＞」「＜研究開発、理解の増進等＞」「＜教育、福祉その他＞」など。先ほど細野大臣から言及のあったところはここの文言でございます。

第 4 が、産業の復興・再生でございます。ここも真ん中辺りに主な施策で、農林水産業、中小企業、職業指導等、観光振興等、風評被害等について書いてございます。

第 5 が、それを具体化するための産業復興再生計画の手順でございます。

おめくりいただきまして、8 ページが第 6、新たな産業創出でございます。これも 5 行目辺りから主な施策を書いてございます。特に※印のところで「福島研究開発・産業創造拠点構想（案）に基づく拠点整備」について言及してございます。ここで先進的な産業を書いてございます。

第 7 は、この先端的な産業の取組を具体化するための計画でございます。

そのほか、第 8、第 9 の辺りは骨子と構成も変えていません。

この後、3 日まで知事の意見等をいただき、パブリックコメントを終え、与党手続の最終的な文章を固めまして閣議に持って行く予定でございます。

以上でございます。

○司会 続きまして、避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針、いわゆるグランドデザインでございますが、事務局から御説明をいたします。

○復興庁 それでは、横長の資料 4 をごらんいただきたいと思っております。

グランドデザイン、避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針でございますが、上の「（位置づけ）」のところにありますように、これは国のこの地域に対する取組決意を示すべきという福島県及び関係市町村からの要請を踏まえまして、おおむね 10 年後に向けた、避難地域の復興に対する国の取組姿勢を示すものという位置づけでござい

ます。

また、このグランドデザインの中で示します復興の姿につきましては、今後自治体などとの対話を通じて、より具体的なものとするための素案として国が示すものと考えているところでございます。

下の絵にありますように、今ほど説明がありました左側の福島復興再生基本方針は、福島県全域を対象とする復興のための基本方針という位置づけに対しまして、グランドデザインは、原子力事故による避難地域を対象とするものでございます。内容的には、重なる部分がございますけれども、基本的な考え方を提示するとともに、避難地域に対する施策の展開を補足するものということで、作成を急いでいるところでございます。

このグランドデザインについては、6月に行われました避難地域の自治体との協議の場にたたき台をお示しし、議論をいただいているところでございまして、今回はその骨子案を御説明したいと思います。

2 ページ目をお開きください。左側にグランドデザインの構成案が書かれてございます。3 つになっておりまして、1 つ目が「国の基本姿勢」、2 つ目が「目指すべき復興の姿」、3 つ目が「実施すべき取組」ということでございますが、右側に国の基本姿勢について要点が書いてあります。

1. 国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、被災者の方々に十分寄り添った取組を責任を持って加速していく。

2. に、被災者の方々が、一日も早く将来の生活設計が描けるよう、下記の3つの取組を着実に進める。

1 つ目、公共サービスの提供や公共インフラの復旧を推進し、安全に安心して生活できる環境をできるだけ早く整備すること。

2 つ目が、帰還する被災者及び長期に避難を余儀なくされる被災者の双方に対し、安定的な居住環境や就労を確保すること。

3 つ目が、原発事故により喪失した雇用場を確保し、分断された地域のコミュニティを再生する。

この3つの取組を着実に進めるということでありまして、3. にありますように、これらができるよう、国は、最後まで前面に立って取組を実行していく。

以上を示すこととしております。

3 ページをお開きください。

次は「目指すべき復興の姿」という部分でございます。震災以前の双葉郡の状況を数字で記してありますが、もともと地域の人口も震災以前において減少傾向であったこと。

2 番目にありますように、電力関係の産業に大きく依存した経済構造でございまして、就業者数約 3.5 万人のうち約 1 万人が東電及びその関連の産業、域内総生産の 6 割超も電力関係であったということ。

3 番目が、現在、放射線量が非常に高い状況にある 4 町が、双葉郡の人口の 76%、総生

産の 67%を占めているということでございまして、この地域全体で 15 万人の避難者がおられることに加えて、こういう厳しい現状を踏まえた対策を考えながら、復興の姿を見る必要があるということをまず前提として述べております。

下のところの「目指すべき復興の姿」でございますけれども、この姿を考えるに当たりますして、住民の意向あるいは原発近傍の取扱い、更には 1 次産業の再開がどういう見通しになるかなど、現時点ではなかなか見通すことが困難な要因が多いわけでございますので、今後自治体との対話を通じて検討を更に深めていくことが必要ということが前提でございます。まず、短期的な姿ということで 2 年後の姿。解除された区域を復興の前線拠点としながら、今後解除される区域の早期の復旧につなげ、住民が生活の再建に本格的に取り組める環境を整えるということを、短期的な姿として念頭に置いてございます。

次に、中期的な姿、2 年～5 年程度を念頭に置いたものでございますが、解除区域がだんだんに内側へ拡大していくことと併せまして、交通インフラの復旧を進めて、隣接する地域と一体となった厚みのある復興を加速化すること、また、産業振興や営農支援などを全面的に進めまして、安定した生活圏とコミュニティを形成する時期と位置づけております。

下の方に、この間に想定される雇用の見通しということで、廃炉作業の関係で言いますと、平成 24 年度で 1 万 2,000 人、25 年度で 9,000 人、以降、数千人程度の雇用が確保されるということでございます。また、除染や復旧作業においては、それぞれ 1,000 人単位の雇用が確保される見込みというふうに見ておりまして、1 万 5,000 人程度の雇用が事故により失われているとされますが、当面はこういった雇用が創出されると見ているところです。

一番右側に「長期的な姿（10 年後以降）」というのがございますけれども、住民の方々が、将来も安心して定住できる魅力ある地域をつくっていく必要があるということでございますし、医薬品や医療機器など、福島のものづくりのポテンシャルを生かした新たな産業、あるいは環境回復の分野で最先端の研究や教育機能の集積を図って、内外から人材が集まるように進めることを目指したいと考えております。

最後に 4 ページでございますけれども、「実施すべき取組」ということで、先ほどの復興の姿の実現のために一体的に取り組む主要事項ということで 4 項目を掲げてございます。

生活環境の再生、社会資本の再構築という部分では、医療、教育などの公共サービスをできるだけ早く復旧させること。また、上下水道や道路などの基幹となる公共インフラを復旧し、3 番目には住民が地域の絆を感じ、将来の生活設計を描けるような質の高い生活環境、住宅などを念頭に置いて整備することを考えております。

これらにつきましては、右にありますように「インフラ復旧工程表」という形で、解除された地域につきましてはできるだけ早く復旧工程を「見える化」して、工程管理を進めるような形でいきたいと考えております。

2 番目の産業の再生あるいは雇用の創出につきましても、右側にありますが、「産業振



興・雇用促進プラン」あるいは「農林水産業再生プラン」というものを、関係省庁で現在の取組み、今後の道筋といったものをできるだけ早く示しまして、個々の状況に応じた丁寧な支援、地域の実情に応じた取組みを進められるようにしていきたいと考えているところでございます。

3番目の避難の状況に応じた生活の再建は、被災者が帰還先あるいは避難先で安定的に居住するための生活拠点の確保が必要であると考えておりまして、右側にありますように、住民の意向調査をできるだけ早期に進めまして、生活の拠点あるいは地域にどういった形で進めていくかということ、関係自治体とも調整していきたいと考えているところでございます。

最後に、放射線対策の強化につきましては、除染、モニタリングあるいは健康不安対策ということでございます。

なお、今後のランドデザインの進め方でございますけれども、避難自治体からの意見もいただきまして、今回の骨子案を文章化したものを近く素案という形で公表させていただきたいと考えています。その上で更に議論を深め、自治体と共有できるような形のランドデザインというものを練り上げていきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○司会 続きまして、除染モデル実証事業の結果につきまして、環境省から御説明いたします。

○環境省 環境省でございます。

それでは、お手もとの、1枚ものの表裏でございますけれども、資料5というのがあります。それで御説明申し上げたいと思います。

除染モデル実証事業の結果等につきましては、既に中間的なものにつきましては御説明申し上げておりますけれども、このたび、昨年11月ぐらいからやってきたものにつきましてとりまとめられましたので、全体について御説明申し上げたいと思います。

まず「1. 面的除染の効果」というところでございます。下の方に「除染モデル実証事業の結果」という表で、主に宅地を中心に抜粋をさせていただいております。線量の高いところから低いところまでにつきまして、除染前の状況、除染後の状況、平均の空間線量率の除染率という形で出させていただきます。

上の方に戻っていただきまして、「1. 面的除染の効果」というところでございますが、除染前の空間線量率が20ミリシーベルト（程度）以上、30ミリシーベルト（程度）未満の区域（内）で実施したケースでは、年間積算線量率を除染のみで、20ミリシーベルトを下回る水準まで下げることができております。

一方、除染前の空間線量率が40ミリシーベルトを超えるような区域につきましては、40%～60%の空間線量率を低減することはできましたが、年間の積算線量率20ミリシーベルトを下回る水準まで下げることができなかったケースが多いという状況でございます。

(3)の非常に高線量のところでございますが、大熊町の夫沢地区でございますけれども、

年間の積算線量が 300 ミリシーベルトを超えるようなところでございますが、ここにつきましては 70%以上の空間線量率を低減できたということですのでけれども、それでも年間 50 ミリシーベルトを下回るころまでにはいかなかったという状況でございます。

結果といたしまして、(4)にありますように、除染前の空間線量率が低いところにつきましては、空間線量率の低減率というものは、除染前の空間線量率が高いところに比べますと低くなっている状況があるということでございます。

裏面をおめくりいただきたいと思えます。2. でございます。除染モデル事業を行う場合におきまして、それぞれ仮置き場を設置いたしまして、その設置に当たりましては、必ず仮置き場の予定地の除染を行って、除去物の搬入・定置後に適切な遮へいをしたわけでございます。そういった状況でございましたので、仮置き場につきましては設置前の空間線量の状況にかかわらず、仮置きしたことによって除去物を集めるわけでございますけれども、空間線量が上昇することはなく、逆に仮置き場の方が、線量率が低減しているケースが多かったということでございます。

3. でございます。繰り返し除染の効果ということございまして、これは1つの実証事業ということで行ったものでございます。同じ除染方法で継続的に除染をした場合に、除染の効果がどうなるのかというのを見たということでございます。これは1つの例でございますのでこれから更に検証が必要ではございますが、除染処理の時間が一定の時間に達すると、それ以後はなかなか効果が上がらなかったということでございます。こういったことから、同じ除染を繰り返しても、さらなる除染効果はそれほど期待できないのではないかということが示されたのかなと考えております。

最後「4. まとめ」のところでございますけれども、いずれにいたしましてもモデル事業等で得られた結果から、除染によって相当程度の空間線量率は下げられることが判明していると思えますが、現在の除染技術の限界も明らかになってきているところでございます。私どもといたしましては、引き続き技術の実証事業等により、新技術の開発を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○環境省 同じく環境省環境保健部から御説明をいたします。

資料は6-1から6-3まででございます。

県民の健康管理及び健康不安対策についてということございまして、先ほどの基本方針やランドデザインの中でも、県民の健康管理は非常に重要だということで説明をさせていただきましたが、6-1の1ページでございまして、福島県で行っていただいております県民の健康管理事業、そして国の責任という構成で説明をさせていただきます。

まず、これは御存じのことと思えますが、(1)にありますように、全県民の皆様について行動評価に基づく外部線量の評価など、被ばく放射線量の推定評価というのを実施しております。また、2ページ以降に書いておりますけれども、避難区域等の住民については毎年詳細な健康診査を行い、健康相談、精密検査等が行われております。また、それら

の結果は長期にわたって把握、分析をするとなっております。

国の責任が2.から始まるわけですけれども、国は健康管理事業に必要な資金について、福島県の基金に出資するなどしてきております。

冒頭、細野大臣のごあいさつの中にもありましたように、原子力規制委員会法の成立を受けまして、環境保健部で健康管理や健康不安対策を所掌するということになりました。したがって、この県民健康管理事業への国への関与は更なる充実ということで、今、福島県の担当とも相談させていただいているところをごさいます、今後ともこれらの健康管理について責任を持って対応するという方向でございます。

それから、今般の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療等の措置を講ずるということで、ちょっと小さなフォントになっておりますけれども、福島復興再生特別措置法の65条を御紹介申し上げます。

また、後ほど御紹介があると思っておりますけれども、子ども等に特に配慮して行う被災者生活支援等施策推進法とでも呼ぶんでしょうか。その中でも子どもさんに対して医療費を含めた措置をとるとなっておりますので、こうした動きについても検討してまいりたいと思っております。

(3)ですけれども、これは2ページ目、3ページ目ということでありまして。アクションプランとしては4ページ目、5ページ目、それに資料6-2がアクションプランのポイント、資料6-3がアクションプランの全文になっております。今日は全部を説明する時間はありませんので御紹介するにとどめますが、単に健康管理を行うだけではなくて、被災者は勿論のこと、国民の皆様が放射線による健康不安を抱えてらっしゃるという状況でございますから、政府一丸となって健康不安対策の確実な実施に取り組めます。

5ページにお示ししましたように、福島県内に置かれる県民健康管理センターを中心といたしまして、県内の数か所を結びまして統一的な資料を作成し、また、住民参加型プログラムのモデル実施等々もやりたいと思っておりますし、とりわけ心のケアセンター等との連携を進めてまいります。

以上であります。

○司会 続きまして、東京電力福島第一原子力発電所の状況につきまして御説明をいたします。

○原子力安全・保安院 原子力安全・保安院でございます。

資料7に基づきまして、御説明申し上げます。

まず左側ですが、冷温停止状態の維持についてでございます。昨年12月にステップ2を完了いたしまして、それ以降、原子炉圧力容器、格納容器の温度は安定しております。

1号機の例でございますが、真ん中のグラフをごらんいただきますと、上が原子炉圧力容器まわり、下が格納容器内の温度ということで、35度～55度で安定をしております。非常に緩やかな上昇傾向が見られますが、これは気温の上昇に伴ってございまして、夏になってまいりますので、その対策として水の温度を下げるということで、7月下旬には冷却装

置を設置することを予定してございます。

なお、2号機につきましては、温度計の一部が故障するといったこともございましたので、代替温度計の設置も計画しております。

右上にございますが、原子炉建屋からの放射性物質の放出量でございますけれども、低いレベルで安定してございまして、6月の評価では毎時0.16ベクレル。これは敷地境界での線量に換算いたしますと、年間0.02ミリシーベルト相当ということになってございます。

以上のようなことから、冷温停止状態は維持されていると判断をしております。

続きまして、信頼性向上に係る実施計画ということでございます。ステップ2完了後、中長期ロードマップというものを策定いたしまして、それに従った廃炉に向けての取組みが進められているわけでございますが、その過程で漏水の発生あるいは温度計の故障というトラブルが発生してございます。

このため、本年3月28日、東京電力に対しまして、中長期的な信頼性向上計画というものの策定を指示いたしました。5月11日に報告書が提出されておりますので、現在その内容について、専門家が公開の場で評価を行っておりまして、これを踏まえて中長期ロードマップに反映し、フォローしていく予定にしております。

具体的内容といたしましては、下の図にありますように、仮設の配管として用いております耐圧ホースというものを、より丈夫なポリエチレン管に順次取り替えていくというような設備の更新というのが1つございます。また、さまざまな設備、機器の点検・保全というものの計画をつくりまして、しっかりと実施していくといった信頼性向上策を取り組んでおります。

また、放射性物質を減らすということでは、多核種除去設備というものの設置を行う、あるいは地下水をバイパスさせて建物内への流入量を低減すること、あるいは防火帯を設置して火災のリスクを低減させることなどが計画的に進められるということになっております。

1枚めくっていただきまして、資料の2枚目でございます。

4号機の使用済燃料プールの健全性についてでございます。左側の真ん中辺りの図をごらんいただきたいのですが、4号機の建屋の耐震性でございます。水素爆発によって損傷した外壁の部分でございます。この強度はゼロとするなど入力条件を設定しまして、コンピュータによる詳細な地震補強対策を行いまして、その結果、先般の地震と同程度の地震にも耐えるという評価をしております。

その上で、下の図のように使用済燃料プールの底部に鋼製の支柱を設置しまして、更にコンクリートで固める工事を実施しております。これによって余裕を高めておりまして、これらの作業は既に昨年7月に完了しているところでございます。

次に、右側の図をごらんいただきたいのですが、東京電力は定期的な点検を四半期ごとに実施することにしておりまして、5月25日に第1回の結果が公表されております。

使用済燃料プールの四隅で水位を測定しまして、床面が傾いていないかという測定をし

ております。

それから、光学機器を用いて建屋の垂直度を確認するといった作業が行われまして、建屋全体は傾いていないということを確認しております。ただ、その際、建屋の西側の外壁に局所的な膨らみが確認されましたので、これについては詳細確認を指示しまして、6月25日に報告書が出されております。それによりますと、最大で46ミリメートルの膨らみがあったということですが、建築基準法の許容範囲内でございますので、膨らみを考慮しても耐震安全性には問題ないとしているわけですが、現在、保安院としても詳細な評価を行っております。

使用済燃料プールを支える壁については、ひびや強度の点検を行っております。一番下の図でございますが、4号機の使用済燃料プールに貯蔵されている燃料を取り出すという問題でございます。これにつきましては、来年中には開始することを目標にしております。このため現在、プールのあるフロアの上部にがれきがございますので、これを除去する作業ですとか、右側の燃料取り出し用カバーの設置工事といったものが行われております。

また、今月中にはプールの中にあります未使用の新燃料のうち、2体を試験的に取り出して点検を行う予定もございます。

なお、4号機のプールに関して1点補足でございますが、今朝の新聞等で報道されてございましたが、昨日4号機のプールの冷却が停止するというトラブルが発生しております。原因については調査をしまして、既に電気関係のトラブルであることがわかっておりますので、今日にも補修し、復旧できる見通しとなっております。冷却が止まりますと温度が少しずつ上がっていきませんが、その割合は緩やかな状況になっておりまして、余裕を持って対応することができる状況でございます。

補足ございました。

3枚目、最後のページでございますが、最近の話題ということで御説明させていただきます。現在、各号機の建屋等の内部調査が実施されているところでございますが、6月26日ですけれども、1号機の格納容器の下部にございます、トーラス室という部屋の調査が行われました。真ん中辺りに図がございますが、トーラス室には水がたまっております。そこにカメラ、温度計、線量計を挿入しまして内部調査を実施いたしましたところ、水面近くの辺りで毎時1万ミリシーベルト、毎時10シーベルトという非常に高い線量が測定されております。これは水が高濃度に汚染されていることと考えられます。

右の図をごらんいただきたいのですが、建屋にたまった汚染水の処理について簡単に示したものでございまして、原子炉建屋やタービン建屋に滞留した汚染水は処理装置を通しまして、放射性物質の濃度を1万分の1以下に低減させ、更に淡水化した上で原子炉の注水として再利用するクローズドなシステムとなっております。

建屋内にたまっている汚染水ですが、水位を管理しまして、建屋の外側の地下水の水位より低く管理することで、ひび割れ等があったとしても汚染水が外に流出しないようにという対応をしております。また、海水への流出がないかについては、毎日モニタリング

を行って確認しております。

また、下の図にございますが、万一、地下水が汚染されてしまうことが発生した場合でも、海洋への汚染拡大を防ぐという観点から海側に遮水壁というものを設置すべく、4月25日から既に工事を開始している状況でございます。

以上、資料の説明でございました。

○司会 それでは、国側の説明の最後ですが、その他について事務局から御説明いたします。

○復興庁 資料8をお開きください。「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」でございます。

これにつきましては経緯のところで書いてありますが、6月14日、参議院の特別委員会に草案が提出されまして、参議院、衆議院での議決、全会一致をもって成立しております。6月27日に公布・施行されております。

時間がございませんので、簡単に申し上げます。まず、目的でございますが、2行目から。

放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者等が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じており、また当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められている。

これに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

これが目的でございます。

おめぐりいただきまして、3のところが国の責務等です。

(1)の最後の行です。

被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(2)ですが、基本的な方針を定めなければならないと書いてございます。

主な施策は、(1)が土壌等の除染等の措置です。

(2)が支援対象地域。法律では、その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域とうたわれております。その地域及びその地域以外で生活する被災者、あるいは以外の地域から帰還する被災者、それから避難指示区域から避難している被災者を支援するため、食の安全・安心の確保、子どもの学習等の支援、就業の支援、移動の支援、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援などの施策がうたわれております。

次のページの（３）ですが、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者等に係る健康診断は、生涯にわたり実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（４）ですが、被災者たる子ども及び妊婦が放射線による被ばくに起因しない負傷または疾病に係る医療、原因でない病気以外の医療を受けたときに負担すべき費用について、その負担を減免するために必要な施策を講ずることがうたわれております。

次のページに構成を書いておりますが、今後ここにうたわれました施策につきまして、復興庁が中心となりまして関係府省と協力して、この法に定められた事項を実施していくことにいたしております。

○司会 国側の説明は、以上でございます。

それでは、御出席の皆様から御発言をいただきたいと思っております。今日は11人の御出席でございますが、名簿の逆の順番で御発言をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、農協中央会の長島常務理事、お願いします。

○長島常務理事 長島でございます。

私から皆さんに御意見を申し上げたいと思っております。4点ほど申し上げたいと思っておりますけれども、まず第1点目は風評被害対策でございます。

資料は用意できなかつたのではありますけれども、最近の状況を申し上げますと、6月中旬で東京都の中央卸売市場平均と単価の比較であります。アスパラでマイナス30%、ブロッコリーで47%になっています。また、5月の基準で肉牛について見ますと、全国平均単価対比では、30ポイントぐらい低いような状況になっております。こういう状況になっておりまして、本県農畜産物の価格が原発事故によって、現在もなお、全国対比で大きな乖離が生じているという現実であります。

また、価格下落にとどまらず、福島県産というだけで取引を断られる事例が少なからず生じております。米について申し上げるならば、特に西日本、関西方面は一部生協を除いて、「勘弁してください」、こういう状況になっております。店に置いていただいて売れないという以前の、売る機会さえも奪われている事例があることを訴えているのでございます。昨年以上に、福島県産に対する風当たりが強くなっている。これが率直な生産現場での実感でございます。

こうした損害をしっかりと賠償請求いたすわけではありますが、損害賠償請求をしなくても済む取組が一日も早く来ることを生産者は望んでいるのであります。

風評対策につきましては、この基本方針の中でも随所に記述されておりました、その点は評価いたしたいと思っております。要は具体的かつ実効ある対策を、国として迅速に打ってほしいということでもあります。そうでないと、その間に生産者の気持ちが折れてしまいます。このことを強くは訴え申し上げたいと思っております。

福島は、これから野菜が最盛期を迎えます。その後で米が続きます。こういった状況の

中で切羽詰った状況にあることの御認識を、この機会に改めてお願い申し上げたいと思います。

私どもは県と連携しながら、佐藤知事にも御協力をしていただきながら消費地での宣伝活動、自主検査の充実等できる限りの努力をしてまいり所存であることも申し上げておきたいと思っております。

第2点目は、森林の除染についてでございます。農業生産におきましても、周辺森林から田畑に放射性物質を含んだ用水が流入する影響を心配いたしております。基本方針では、その必要性は認めておりますけれども、今後検討していくという表現にとどまっております。検討ではなくて、確実に除染を実施していくことを明記していただきたいと思っております。

第3点目は、福島県農林水産再生研究センターについてであります。基本方針の中に、構想の策定と具体化、その推進をサポートすることが記述されております。期待をいたしております。放射性物質の状況、つまり放射性物質の濃度と減衰予測等々を踏まえながら、地域内でどのような作物をどのような形で栽培できるのか、まさに現場で研究をし、実証指導できるように、拠点を通りに設置して、その具体化を早急に進めていただきたいと存じます。

最後になります、第4点目であります。基本方針の第1部第1に、グローバルな世界の一員として云々とあるわけでありまして、これ自体は否定するものではございません。その一方で、今、政府が参加の機を伺っております、検討しておられますTPPにつきまして、生産現場では危惧の念を強く持っております。伝えられるTPPや米韓FTAの内容からすれば、再生復興に向けて、生産者あるいは生産現場の意欲をなえさせてしまうものではないかと、非常な危惧を抱かざるを得ないところでございます。

61ページでありますけれども、基本方針では、地域の農林水産業の将来像が描けるように、また、福島で農林漁業に従事する者が将来に向けて明るい展望が持つことができるよう配慮し、明快に記述されております。言葉だけで終わらないようお願いをしたいと思います。

以上であります。

○司会 ありがとうございます。

それでは、商工会議所連合会瀬谷会長、お願いいたします。

○瀬谷会長 瀬谷でございます。

今日は有意義なお話を承りまして、ありがとうございます。

ただ、2、3異論があります。1つは、今、騒がれている放射線被ばくの基準値が1ミリシーベルトとなっておりますけれども、かつては国は20ミリシーベルトを基準値としていた問題でございますね。20ミリシーベルトと1ミリシーベルト、どちらが最終的に除染の前の基準値になるのか、何が何でも1ミリシーベルト以下に押さえ込まないといけないのか、そこに除染の実効性があるのだろうか、この疑問が私は非常にございます。



それに関連して言えば、今朝の地元新聞に出ておりますけれども、中間貯蔵所が決まらないということです。これは皆様方、いろいろ各地区の住民の方々の同意、首長さんの同意があるんでございますけれども、これが一向に決まらない。それが決まらなると仮置き場が決まらない。仮置き場が決まらなると除染が進まない。結局堂々めぐりでございますから、時間の経過とともにもう一つそこが進まないのでございます。これは何らかの方法で進めるように、格段の御努力をお願いいたしたいと思っております。

除染について申し上げますと、民除染というものがあります。例えば私の自宅を近くの工務店にお願いして、表土をはいでもらった。芝生を張り替えてもらった。勿論、領収書はとっていますけれども、これは言うなれば民除染でございます。ただ、その保証がないから片隅に放り込んであるんですけれども、こういう費用につきましても国で認めていただく。すべてを公的機関あるいは国がオーソライズした業者でなければ除染ができないというのも、除染の効果を非常に減殺するものではないかと思っております。

その次はやはり原発関係でございますけれども、冒頭に当会議におきまして、福島県を福島県全体として考えるという鳥瞰的な視点と、もう一つは今、避難区域と避難準備区域に分けて考えてらっしゃる。これは非常にもっともなことでございまして、それは大事な点だと思えます。

その上で復興計画をつくるわけでございますけれども、どんなことを言いましても、やはり復興のためには低廉豊富な電力というのは不可欠でございます。その問題をわきへ置いておいて議論しても、余り始まらないのではないかと。

例えば今回の関西電力の問題については、今日は枝野大臣も御臨席でございますけれども、大変御苦労なさっているのを見まして、やはり現実問題と直視した場合には、現政権としては特に電力問題の原発をどういうふうに位置づけるか、これは非常に喫緊の課題でございますので、この問題について、更に一步突っ込んだ国民的な議論が必要ではないかと思っております。

最後にもう一つだけ申し上げますと、先ほど申し上げた双葉郡を中心とした8町村でございます。ここに新規の事業といたしましても、例えば除染なら除染をビジネスとして、1つのクラスターができるんだらうけれども、これは相当先の話だと思えます。とすると、今、福島県で失われた雇用とか GDP、経済圏の産出をどうやって補ったらいんだという場合に、新規の企業立地の問題になりますし、あるいは既存の企業が福島に定着して、もっと生産を増やそうというインセンティブを、どう与えるかという問題になっていると思えます。そういう意味では、助成金の問題は短期的に見れば一番喫緊の課題であると、私は感じております。

私は新規に引っ張るといっても、今、福島に立地している有力な企業群の流出をどうやったら食いとめることができるか。そのインセンティブをどんな具合に、税制あるいは電力の問題でそれが役立ち得るかと日夜考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、飯舘村長、お願いします。

○菅野村長 飯舘村です。

あっという間に1年数か月が過ぎてしまいました。全く夢を見ているような感じであり、1,700世帯あった世帯は、一時は2,700になったんですが、近ごろ聞いたら3,100ぐらいになっている。やはり家庭がどんどんばらばらになっているという状況。そういうことですから、心身ともに大変な状況になっているということかなと思います。そう考えますと、本当に我々は被害者なんだなという思いを強くしている。

一方で、この前も話しましたが、大地震・大津波、そして原発事故と、どこの国も経験したことのない対策をやっているんですから、国も県も我々も、残念ながら100点の答えは出せない。ベターに向かってみんなで力を合わせたり、知恵を出したり、いろいろ前向きにやっていくしかないのではないかと考えています。

ですから、被害者なんです、県も我々も被害者意識だけで物事が解決するとは思っていません。ここをもう一度、福島県は本気になって考えてもらわないといけないと思っているのが1つであります。

今、復興法がつけられて、いろいろ文書を一見させていただきました。こういう言い方はどうか分かりませんが、率直に言って私はありがたいなと思っています。ここまで考えてくれているわけです。

ただ、残念ながら、こういう法律、規則、決まりは大切でありますけれども、要はそこに本当に心が入っているのか、現実的なのか、実行がどこまで進むのか、平時の話ではなくて、有事の対応がこの法律の中にきちんとできるのかというところが、我々が求めている一番のところなんだろうと思っています。

ですから、やはり法律にどれだけ魂を入れてやるのか。先ほど言いましたように、我々も国に思いを巡らすことが大切ですが、国の方もその2～3倍、我々の心に寄り添った形を、この復興法の中でお願いをしたいというのが2つ目です。

3つ目は除染であります。除染なくして全く復興はないと思っていて、その都度その都度国の方にもお話をしてきました。ずっと前から、国が考えてらっしゃる除染は少し軽過ぎませんか、甘過ぎませんかという話を一貫してずいぶん前から私は言っています。近ごろ、何となくその大変さを感じていらっしゃるなどは思っていますが、ただ、感じていただいても組み立て方がどうもまだまだのようです。

いろいろな要件はありますけれども、先ほどから仮置き場、中間貯蔵などあるわけですが、除染が一方で進むということになれば、そこをどういうふうに進めるかということ。仮置き場は、自治体の責任なんだろうなと思っていて、我々はいち早く国有林をお願いしてやったところですが、残念ながら工事が全く進んでいない状況です。したがって、昨日住民の皆さん方に仮置き場をお願いするという話をせざるを得ない。いくら責められて

も除染を進めるためには、我々も責任を持ってやっていくしかないという意向をもっていきます。

そういう意味からすると、やはりそれぞれの立場で必死に除染を進められる段取りを、平時でなくて有事なんだから、いろいろなことを考えてもらわなければならないのではないかと考えています。でも、一方で随分寄り添っていただいています。塩害の問題も、この前お話ししましたら、ある程度解決をされてきました。ですから、国も本気になって考えてはいただいているという気はしますが、我々も置き場のことを真剣に考えていかないと、全く進まない話ではないかという気がします。

今日の新聞だったか昨日だったかわかりませんが、なかなか除染が進まない。国の努力が足りないという新聞がありました。そのとおりで思っていますが、国だけという発想でいいのかどうかというのを、我々も本気になって考えていかなければならないだろうと思っています。何せこの難局を乗り切らなくてはならないわけですから、力を合わせるということが大切。

その前提は、信頼関係なんだろうと思います。今日も住民にぎっちり言われてきました。もうほとんど国も自治体も信用できないという話であります。こんな中で、この難局は乗り切れないなという気がします。

なぜ信頼できないのかと考えますと、1つは、大変なことだということですから、文句をぶつける相手が我々なりに来るといことなんだろうと思いますけれども、一番は除染についても、あるいは賠償の問題についても、できるだけ率直に話をせざるを得ない。その前提は、今、言ったように100点の答えは出せないんだというところを、我々が住民に、あるいは国や県の方もはっきりと言っていただくことが大切ではないかと思ひます、非常に抽象的な話ですけれども。

最後に、復興計画をどんどん進めています。飯舘村は計画的避難区域ということで、ある程度時間の余裕を持たせていただいたために、この前も福島市さんに御礼に行ってきましたが、近隣の市町村にお願いをして、大体9割方が1時間以内のところにおいて、それぞれの自治体と協力関係の中で、何とかお世話になりながらやっています。

正直に言って、第1回目の避難で、私たちは仮の村はできたかなと思っています。協力関係をつくっていきながらでないと、外の自治体での生き様は大変なんだろうなと思ひます。そこをどういうふうにつくっていくかというのを私たちも考えなければならぬし、是非国も考えていただきたいと思っていますが、基本的には元に戻るという話でありますから、いろいろなパターンが考えられると思っています。

今、飯舘村は、村の中にも戻れない人への対応、戻れない人あるいは戻りたくても戻れない人がほかの自治体の中でお世話になるという二刀流、三刀流の考え方をやっていくということで、昨日いろいろな案をつくっていただきました。

一生懸命やるつもりですから、そういうものに温かく、あるいは私たちも村民に示した以上は、それがまた信頼関係が薄れるような、実現できないようなことがないようお願い

をしたいと思っています。

最後に、何度も言いますが、もう被害者意識だけでは前には進まないというのが、私のこれまでの1年何か月の結論であります。お互いに寄り添って福島復興をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

双葉町長、お願ひします。

○井戸川町長 双葉町長です。

もう6回になりますと、議論も大変煮詰まっております。国の努力に感謝を申し上げます。基本方針の文中を少し修正していただきたく、それは届けてあると思っておりますので、御検討いただきたいと思ひます。

双葉郡は、この基本方針をいつどこでどのように実現するのかを検討しなければならない時期に来ております。途中の経緯がわからないところがありますので、分科会などを設置していただきたいと要望させていただきます。

県内で、この基本方針を実現するに当たっての最大の問題は、県民の健康だと思ひます。健康を守ることがなくてはなりません。県内の安全マップの作成が急務だと思ひます。やがて子どもたちから訴えられることがないように、いろいろと検討されるのがよろしいかなと思ひます。

また、県内だけの議論だとすると、ちょっと危険なことがあるなと感じます。県外の方の意見も真摯に聞きながら、基本方針にも反映していかないと外部から評価されないものになってしまうのではないかという心配もしております。

最近、町民に体の異常を訴える者が出てきております。直接被ばくした町民に出てきております。このような被ばくした者をいつまで放置していいのかと、私は心配しております。幾ら安心教育をされても、実態は深刻になっていくと考えております。今、進められることは発症をとめることで包み隠すことではない。被ばくしない環境に移動させることが、具体的に一番効果が上がることだと思っております。

福島県立医大の汚名は非常にひどいと思ひます。昨日、外国の方の講演を聞いてきましたが、山下教授の話題が出ておりました。山下教授がこういうことをしゃべっているんですね。「幸せでほほえんでいる人々のところには、放射能の被害が訪れない。不安な人々のところに訪れる」と申しているんですね。「放射能に直接影響があるとは思ひません。線量が少な過ぎるためです。放射能恐怖症です」と言い切っているということです。その会場では失笑を買っていました。我々は、外国の方がこういうことまで調べているということを知らなければなりません。とてもひどい話をされているのは、私は福島県の恥だと思ひますね。新たな風評被害だと思っております。

これと一緒に話ですが、アメリカの情報を出さなかった。国民の知る権利は憲法に保障された権利なんですけれども、侵害されたと私は思っております。避難先の方角を

選択できなかった。結果として、私は多くの町民に無用な被ばくをさせてしまったんです。国としてどのように償うのか、早く示していただきたいと思います。

更に双葉郡の復興を考えるときに、第一原発の実情を考慮に入れなくて議論をしても先には進めません。現場は大変危険な状態のままです。放射能の放出はとまっておりません。収束などはしておりません。このような状態でいろいろ双葉郡の復興を伺っても、いつ実現できるんだろうとっております。しかし、一方では県内各地で復興が具体化されてくると、我々郡民はじくじたる思いの中で焦ってまいります。そういう時間差を考慮した形で対応していただきたいと考えております。

また、県内と県外に避難している住民に対しての差別をやめていただきたいと思います。憲法に保障されているように、どこにいても公平に避難生活ができるようにしていただきたいと思います。住民間に大きなあつれきが生じておまして、このままいくと本当に分離してしまいます。もう帰らないと言う若い人たちが多くおりますので、この辺も実情として御理解をいただきたいと思います。

除染についてであります。私は当初から、自然環境の中での除去でなければならないと申し上げております。取り去らない限りはどこかに移動するだけであって、ものはあるんですね。除去の方法を早く確立して、同時に減容化をすることが必要だと思います。減容化をすることによって効果は上がるし、移動の費用もかかりません。

中間貯蔵施設ということで私が考えるには、県内の除染の方法でやった場合の量を考えますと、双葉郡全部をあげても足りないのではないかと非常に心配をしております。是非成功するようなやり方を検討されたらどうでしょうか。私は個人として、除染のやり方には非常に心配しております。

全体としてこの復興の基本方針が実現できることを願っております。以上です。

○司会 ありがとうございます。

続きまして富岡町長、お願いいたします。

○遠藤町長 富岡町の遠藤でございます。

まず最初に、先ほど飯舘村長さんの方からありましたが、やはり信頼なんですね。国と県と我々被災自治体の信頼が一番大事なこと。ところが、最近信頼がどんどん失われつつあります。

私ども被災自治体の立場で、今まで心と心のお互いの信頼というものを持ちながら議論してきました。しかし、今回は非常に危惧しております。例えば今回の賠償の問題で、我々は8プラス1で実務者レベルの賠償基準問題を一緒に勉強し、議論しております。2回ほどやりまして、ごく最近、国と協議して少しずつお互いに勉強し合って、秋に住民のコンセンサスを確立するためにはこうあるべきだろうと、一生懸命住民サイドで勉強し問題提起してます。

しかし、今回一方的に、我々が今後すり合わせしていこうという矢先に、この間の9日にマスコミに提示しました賠償基準を一方的に、唐突的に公表してしまった。せっかく、

今まである程度前に進もうとした環境ができてきたんですよ。そういう中で本当に水を差すようなことだと私は思っております。

結果がよければいいですよ。我々が一番苦しまなければならない。国と一生懸命すり合わせしようというときに、平野大臣から6月27日ですかね、公表しますからと電話がございました。私がそのときに申し上げたのは、もう少し国と我々が、ある程度歩み寄りの機運が出た時点でお願ひしたいと言ったはずなんですね。それが今回のようなことになったことは非常に残念で、まさに信頼が失われつつございます。

賠償が片付かないと中間貯蔵、仮置き場、除染、区域の再編、すべてが、住民に対して説明会をやってもまとまらないですよ。その辺は十分に御承知していただかないと、私はまずいと思いますね。この機会に申し上げさせていただきます。

もう一つ、いろいろな法律あるいは基準をつくられていますが、省庁の職員の方は現地を見られていると思いますけれども、本当に現状を十分把握されているのでしょうか。私はこれを疑問視しております。どっちかという、デスクワークの中でいろいろと仕事されている。我々の職員が協議に入っても、どうしても平行線で前に進まない。それがこれからの課題だと思います。

次に、第一原発の問題です。この間の第5回目でも私は申し上げましたが、まだまだ住民は第一原発の4号機を中心に、安全・安心というものにはほど遠いと思っています。確かに先ほど平岡次長の方から、安全だといういろいろな説明がございましたが、住民は決してそう思っていません。この間申し上げたとおり、国、事業者の責任でしっかりと住民説明し、に浸透させてください。そうしないと、我々行政もその対応に大変なんです。それについてお願ひしたいと思います。住民がある程度理解しないと、現在の警戒区域の縮小は理解がなかなか得られませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今回の基本方針の中身については、大変いろいろな意味で行き届いた内容だと私は評価します。ただ、全体に文言の表現が、積極的に誘致するとか、あるいは推進するとかいうことではなくて、もっと前進した、確実に実現をするとか、そういうふうな文言をもっと導入していただきたいと思います。

もう2つほどありますが、教育の問題です。御案内のように双葉郡の8か町村は、今、子どもたちが散り散りばらばらになっています。学校は立ち上げていますが、実際に学校に戻って就学しているのは10%にも達していません。平均して6~7%ぐらいしかいっていません。何とか子どもたちの教育を戻すために、何か教育特区というか、この辺についての特別な制度をつくって小中一貫教育とか。高等学校はすべてサテライト校が分散して、これを更に集約するとか、今からそういうことを準備していかないと、もう将来の双葉地方を担う人材が戻ってこない。幾ら立派なグランドデザインをつくっても、復興再生ができないと私は思うんです。

もう一つは、福祉、介護、医療の問題です。例えば、富岡町の場合は福祉の里というまちづくりをしてまいりました。8つも施設がございまして、老人ホームや特養ホームある

いは知的障害施設が3か所とかグループホーム等々がありまして、今、全部応急仮設施設で運営しています。しかしながら、今回の震災で職員が退職とか転職をして戻ってきません。今後施設の集約をするにしても、この人材の確保というものの対応をひとつ考えていただかなければならないと思っています。

最後になりますけれども、医療施設です。富岡町の場合は8か所の病院と医院がございました。それが、医師は全部避難先の病院で勤務しています。恐らく帰らないというのがほとんどです。だから、将来帰還することになったとしても、医療機関がゼロであるとするれば当然問題です。この辺についての医療施設の構築というものをしっかりと描いていただきたいと考えています。

以上であります。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、大玉村長、お願いいたします。

○浅和村長 大玉村長の浅和と申します。県の町村会を代表する立場でお願いを申し上げます。

第1は、福島産業復興企業立地補助金に係る件であります。大震災の被害を受けて、今、いろいろと心配している、日にちが過ぎれば過ぎるほど原発事故の恐ろしさ、すそ野の広がり、深さが身に染みております。そういう状況の中で、町村は非常に疲弊しております。地域を支える多くの企業も、今、危機的な状況に置かれておるわけでありまして、そういう状況下において、先ほど申し上げた企業立地補助金、こうしたものを先にとりまとめをされて、それぞれ決定の日時も出されたわけではありますが、正直に言ってまだまだ足りない。福島県全部で300近くあったんですね。あと保留としている分は1,000億程度が足りなくなりますから、こういう機会に是非予算をつけていただきたい。

それから、企業については、今回は名乗りあげはしなかったけれども、2次なりがあると期待している企業も相当あるんです。こういうときにしっかりと手当てをしていただかないとなかなか元気につかない。是非復興に結び付くようお願いしたいと思います。

最近、新聞を見ますと復興予算、2011年度の予算計上の未執行分が4割程度だと出ておりました。それから、そのうちの、7.4%の不用額1兆1,000億何がし。これは新設する復興特別会計に組み入れる、検討する、こういうことで新聞に出ておったわけではありますが、こういう予算を出し惜しみしないで、この際しっかりと生かしていただきたい。それを第1点をお願いいたします。

あと、復興交付金による新産業の強化ということでもあります。本県は地震とか津波、それに加えての原発事故でありますので、この5省40事業について復興を後押しする、県全域で幅広く復興交付金を活用することができるように、柔軟な対応をお願いしたい。これが2点目であります。

第3点目をお願いしたいことは、森林の除染であります。生活圏と森林が密接している本県の実情、県土の70%以上が森林面積でありますので、森林の除染なくして県民生活の

安全は絶対に確保できません。生活圏周辺だけでなく、県民生活に密接に関連する水源地の地に、林業生産の場である森林なども対象とする必要があります。今現在、住家から 20 メートルと言っておりますけれども、そういうことではとても 0.23 を目指すことはできません。

うちの方でどういう状況か、調べてみました。板とか葉っぱをチップにしまして、1 キログラム当たりどのぐらい入っているのか。多いので 1 万 5,000 ベクレルあるいは 8,000 ベクレル、4,000 ベクレル、5,000 ベクレル、こういう状況なんです。セシウム 137 と 134、137 が、今、言った数字の、低いところで 62%、高いところには 70% 近いんです。137 は半減期が 30 年でありますから、これをそのままにしておったのでは生活環境はよくなりません。したがって、今、森林は 20 メートルというガイドラインになっておりますけれども、現状をよく調査していただいて、もっと拡大。これは随分お願いしているんですけども、なかなか登載してくれない。是非これを登載していただきたいと思います。

最後であります、もう一件、今の損害賠償。これは泣きつかれました。肉牛農家の方が去年の 10 月まできりもらっていない。それも 90%。それ以降、半年以上経っているんだ。生活できない。したがって、もうやめざるを得ないんだ。こういうことで泣きつかれておりますので、それなりの損害賠償を支払いに回せということでございますから、やはりしっかりと責任の認識を踏まえて、損害賠償についてはすぐ、早急に支払うようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、いわき市長。

○渡辺市長 私からは 2 点、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まずは、国、県に御礼を申し上げます。1 つは、被災地でありながら、避難者を受け入れる自治体について、福島復興再生基本方針案に支援の追加記述をしていただいたということで御礼を申し上げます。

また、県におかれましても、原発被災地の災害公営住宅について、県が実施主体になって整備するという方向を打ち出させていただきました。国、県に改めて御礼を申し上げます。

私どもも被災地ではありますが、他の被災地の皆様方の受け入れをしっかりとやっていきたいと思っております。しかしながら、今回記述を追加させていただきましたが、基本的な中身については明確になっていないということが 1 つあります。

それと、県が主体的に進めるという形ではありますが、災害公営住宅の規模、整備箇所も具体的になっていない。それと、町外コミュニティの形成について、その他必要な機能についても、まだ未定であるということでもあります。

一方、今現在の状況を申し上げますと、今、12 自治体が警戒区域等の指定を受けているわけですが、その 12 自治体全部から避難者を数多く受け入れているという実態であります。そういう中で、実際に町外コミュニティを検討している 4 町以外の取扱いについて、これ



からどうするんだということが1つあります。

我々は災害公営住宅としては、ありがたく受ける。だけれども、今、借り上げ住宅、仮設住宅に避難者が2万3,000人住んでいるわけですから、当然未検討の方もいらっしゃると思いますが、これらについて、これから国としてどういう方針を示していくのか。

先ほど瀬谷会長あるいは菅野村長からお話がありましたけれども、被災自治体が自ら判断すべき時期に来ているのではないかと思っています。我々も今、被災自治体ですが、泣き言を言わずに、とにかく双葉の皆さんとは歴史的にも文化的にもつながりが深い。だから受け入れますよと言っているんですね。だけれども、ここが明快になってこないまま、避難指示が解除されている。

実際に賠償金の問題も、実はいわき市だって規制区域30km圏だったんですね。広野町と線量は変わらない。四倉と久之浜の線量も変わらない。いろいろな問題がありました。だけれども、結果的には久之浜などの方々だけは、もう4月22日から解除になりました。国が大丈夫だと。結果的に、全部測ってなくて、ホットスポットも、いわき市内に30キロ圏内もあったということ。私自身も非常に批判は受けておりますが、それはもう過去の話として市民の皆さんに理解してもらわなくてはならない。そういう苦しいことがあっても、やはり一つひとつ前に進んでいかないとできないんだろうと思っています。

特に今、一番心配しているのは、いまだにいわき市に仮設住宅をつくっているんです。これから災害公営住宅の話があります。国の1次、2次の復興交付金で、いわき市分の災害公営住宅は採択を受けました。私どもも、今、7月中には用地買収までいけるのかなと、余裕を持って災害公営住宅にとりかかれるのかなと思っています。

ただ、いわき市の災害公営住宅をつくったとしても、今のいわき市の民間住宅の空き家は1軒もありませんし、不動産屋の話を聞くと相当の申し込みがある。だから、仮にいわき市分の災害公営住宅を先行したとしても、いわきの住宅事情は変わらない。実際、通勤族あるいは前回も申し上げましたけれども、いわき市から医療職の人間が採用になっても住宅がなくて辞退した。それが、今のいわき市の現実なんです。だから、私は双葉郡の皆さんにももう少し前向きに進んでいただきたい。

なぜかという、今の除染等が出る大量ごみについての中間貯蔵施設、やはり終わりから全部詰めていくとどうなのかというと、災害公営住宅をつくっても、結果的にいつまで帰れるかわからない。一方で、広野町は解除になっているんですけども、まだほとんどの方が地元には帰っておりませんから、そういうことを考えたとき、これから4町の話なんです。今までの他の指定自治体をどうやって対処してくれるんですか。福島市も民間住宅がないと言っていましたね。だから、大きいところはほとんど民間住宅がないんだろうと思うんです。これから産業をお願いしますと言っても、実際に住宅事情は悪い。

まず、第一義的には、被災されている方々を受け入れることが前提ですから、そういうことを考えたときに、国としてもやはり双葉郡の災害公営住宅についても、早くいわき市と同じく災害公営住宅にとりかかるべきなのではないかというのが私の本音であります。

そういう意味では、しっかり受けとめて受け入れをしていきたいと思っておりますが、そういう課題を抱えている。

医療の問題は、実際に震災以前にも医師は不足しておりました。実例を申し上げますと、ごみの量は、ほぼ人口が増えた分の量です。いわき市は33万です。約2万3,000人の方が来ていますから、ごみの量は1割ぐらい。ただ、医療だけは3割増えている。今まで医師不足だったところが3割増えているんですから、もう仮設住宅近くの診療院の先生は疲れてきているということで、もう辞めたいという話まで出ているんですね。少ないところにそういう状況が出ているということなので、これから我々が被災自治体を支援していく中で、医療対策というのが大きな課題だと思っております。

もう一つですが、ふくしま産業復興企業立地補助金の拡充についてであります。現実的に東北一の工業出荷額のいわき市なんですが、この中で実際に22企業が採択を受けることができませんでした。今、双葉郡の方々が2万3,000ですが、どうもそれより増えてくる状況になっております。一時的でも、やはり双葉郡の皆さん方に雇用の場を。いわき市に来て働く場所がないということであれば問題でありますから、これらについては今回の立地補助金についてはもうなくなったということでもありますので、国として追加をしていただきたいと思っております。これは私どもいわき市ばかりの話ではなくて県内全体の話だと思っておりますので、その辺は特段の御配慮をお願いしたいと思います。

以上であります。

○司会 ありがとうございます。

会津若松市、お願いします。

○室井市長 会津若松市長の室井であります。

私は前回から出席をさせていただいておりますが、会津地方の17市町村を代表して発言をさせていただきます。

まず初めに、本日御説明いただいた基本方針についてであります。4月の協議会の際に拝見した基本方針から、私どもの市町村の意見のある程度、反映していただいていると我々は考えております。ここまでの内容にいただいたことに、改めて復興庁の御努力に感謝、御礼を申し上げたいと思います。

この基本方針は、福島復興のための基本となる重要な方針であると考えております。地域の意見、要望を反映し、慎重な議論を尽くして作成することが、今後の福島の復興計画、更には具体的な施策として生かすものとなると考えておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

私から大きく4つ、御意見を申し上げさせていただきます。

1つ目は、もう何人からも出ております、ふくしま産業復興企業立地補助金の財源確保についてであります。働く場ということで、枝野大臣からも最初にお話があったとおりでありまして、これは地方の大きな課題であります。人口流出を止めていくためにも、従来から雇用の場が必要だったわけでありまして、こういう状況になったときに改めて国か

ら御支援いただくことは、地方でしっかり働く場があることは、日本の国として、必ず後でやってよかったという評価を得られると私は思っておりますので、是非とも御検討をいただきたいと強く申し上げたいと思います。

次に、森林の除染についてお願いを申し上げたいと思います。森林についてはいろいろ語るところがありますけれども、面積が広いのでどのように対応したら良いのかという思いでたぶんおられると思います。私は時間の経過とともに放射線量が下がる部分もあるかと思いますが、皆様からさまざまな御提案があるとおりに、森林の除染について、実験的にトライアルとしてやるべきだと私は思っております。

その中で、残念ながら放射線の濃いところと薄いところがございます。幸いにも会津のかなりの部分は、製材済みの建築用材は、問題なく使っていただける状況にあるわけがあります。それにつけても、いろいろ処分していく過程で焼却をしていきますと、放射線の濃いところが出てくる可能性はありますけれども、これはやっていかななくてはいけないことなのではないか。どうでしょうか。私はそう思います。時間が経てば大丈夫だからそのままにしてくれ、これは余りにも無策だと私は思っています。一遍にできるものではないと考えておりますので、是非御検討いただきたいと思います。

今、山林の中で木を切るに適した山林があるわけでありまして。その木は切って、板材や角材や住宅用に使ってこそ価値があるわけでありまして、その切った木の跡に新たな植林をして営林事業を行う、従来停滞していたところを、この機会に新たな目を向けていただく大きな方針にもなろうかと私は思っています。是非改めてお考えをいただきたいと思っております。

幸いにも今日から、会津若松の河東工業団地でバイオマス発電所が売電できますので稼働をしています。これは山林の未利用材ということで、燃やして使うわけでありまして、実は会津の木は残念ながら使える部位が少ないのですから、今までだとおおよそ半分ぐらいを捨てていた。一部焼却していたということでもあります。この部分を燃やすということになります。また、間伐材を燃やすということになります。幸いにもそういう成功した事例がございますので、このようなことを参考にさせていただいた上で、是非それを広げていくことで森林の除染になると思っておりますので、是非御検討をいただきたいと思います。

加えて言うなら、除染した枝や葉などのバイオマス発電所への利用や最終的な焼却灰の処理・処分まで、そういうものを考慮に入れ研究をすべきだと考えております。

3つ目は、風評被害の払しょくのためということで、これも会津地域にとっては大きな課題でございます。大小いろいろな町村がございますけれども、昨年のみ見川水系の水害がございまして、いろいろな資源、いわゆる社会的基盤も失われております。只見線がまだ全く見通しがついてない状況でございます。

そのような意味でも、私どももお願いするだけではなくて、復興支援金ということで県からも御支援いただいて基金を積んでおります。これを種銭にするかどうかは別として、我々も大きな予算をもって観光のためのPR、会津の魅力の発信を今共同でしていこうとい

うことを考えております。全会津 17 市町村一丸となって風評被害対策に乗り出そうとしております。このことについては我々も知恵を出します。そして汗もかきますが、どうかその推進に当たっては観光庁を初め、国からの力添えを賜るように、是非ともお願いをしたいと思っております。

4 目目でございます。基本方針の後に作成されます、産業復興再生計画及び重点推進計画についてのお願いであります。本計画についてはまさに福島復興の核となる計画であると考えておりますので、計画の策定主体となるのは県、県知事となりますが、計画策定段階から十分に、県内市町村のさまざまな意見を反映していただきたいと考えます。

そして、国においては、当該計画に位置づけた取組みについては、財政的な支援は勿論のこと、国自らも積極的に関わっていただき、復興の確実な推進を図っていただきたいと思っております。

最後は若干繰り返しになりますが、この福島復興と再生を成すためには、国を挙げての取組みと、それを実施するために必要な予算措置というのが継続的に、完全に復興が終了するまで実施していただくことが必要だと思っております。今回で 6 回目のこの会議でございますが、私はこういう会をしっかりと継続していただくことが大事だと考えております。何年かかるかわかりません。先の見えない取組みがあるわけでありましてけれども、最後まで、復興が完了するまで、是非よろしくをお願いをしたい。

お願いを申し上げまして、私からの意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、福島市長、お願いいたします。

○瀬戸市長 お話の前に、福島市の除染の現状についてちょっとお話をさせてください。やはり仮置き場はまだできておりません。ですから、住宅地のものは全部仮置き場で自宅敷地に置いてもらっているということ。それで、計画に従って 1 期、2 期、3 期、4 期と順に面的な除染を東部の方の放射線量が高いところから進めておりまして、住民の皆さんの理解もいただきながら進めています。一方、そこに当たらない、ホットスポットの除染とか、そういう心配がありますので二本立てにしました。18 の地域に地域除染等対策委員会をつくりまして、住民自らが協力して仮置き場を地域、地区、町内、旧町村外くらいの範囲で自分たちで見つけ、市が除染していこうという話し合いが今、始まりました。

これは何が一番の目的かといいますと、側溝です。側溝の泥あげをもう 2 年もやっていません。できないでおります。ですから、これを是非最初にやりたい。

その次は通学路の除染。これは行政がやらなければならないところをまずやりましょうと、今、立ち上がったところでございます。住民の皆さんの協力をいただきたいのが私たちの願いです。

もう一つは、下水汚泥でございます。阿武隈川の下流に広域の下水道処理場がありまして、テントが 51 張りの中に、1 万 4,000 袋ぐらいの汚泥が保管されています。毎日 40 か

ら 50 袋トンという数字で汚泥がたまっております。ただ、明るい情報が 1 つ入ったのは、会津にある処分場で、会津地方の汚泥だけは受け入れるという報道がございました。これは非常に明るい。8,000 ベクレルまで受け入れる。ですから、政府の言っている値まで受け入れるわけです。この辺の理解が少なくともできたのかなと思って望みをかけております。そういうことで、減容化を含めてよろしく願いいたします。

それから、先ほど瀬谷会長がおっしゃった企業の除染のことで声が出ております。前に、大臣に言ったんですが、既に除染をやった方とこれからやる方のバランスというお答えだったんですけども、そんなに企業はやってないのではないかと思うんです。大きな企業が随分ありますので、国においては除染をやる際に国の費用を使っていいと認めていただければいいだけですから、我々は地元の企業としっかり連携をとりながら除染をやりたい、こんなふうに思いますのでお願いをしておきたいと思います。

本題に入りますけれども、今回の基本方針を、本当にお願ひしてきて国と地方が 1 つの軸を持って、この法律をもって意見を交わすことができるようになったということは、大変に喜ばしい限りでございます。今後この協議を踏まえて、さまざまな我々の声を聞いていただきたいと思ひます。

そこで、先ほど飯舘の村長さんから、自分たちもやらねばならないというつらい立場のお話もございましたけれども、これは非常に中身が濃いと思ひます。つまり、住民の皆さんが避難されているということで、首長さんどなたもそうです。私どもも福島市から山形・米沢市をはじめ、7,000 人以上の方が自主的な避難をしております。戻ってきたいというのは全自治体の首長さんの思ひだと思ひますけれども、住民の皆さんにはそれぞれ個人個人の考え方があると思ひます。

この基本計画を読みますと、やはり国でおつくりになられた条文なので、一言だけ意見を申し上げさせていただきます。避難者といひますか、自治体といひますか、その側の気持ちを酌む形で、ここから見た、つまり我々はかつて住んでいたまちにはもう帰れない、長期間にわたって帰れないんだ。こういった意見を大事にしながら、これからの政策を立てていってほしいし、言わばそれが我々地方の首長に与えられている課題でもあると思ひます。その辺が、基本方針ができて具体的に進むときにつらいこともたくさんある。それも我慢しなければならないということもあつて、この基本方針の実現にあつては、是非住民の皆さんの生の声を踏まえていただきたい。

そこで、先ほどいわき市長さんから出ました災害公営住宅なんですけれども、避難が解除された地域になりますと、法的な裏づけがない人たちが出るわけで、ある意味で福島から山形に行っている自主的な避難者と同じ扱いになるのかなという思ひもしているんで、この辺はちょっと整理していただきたいです。もしそうなるとすれば、災害公営住宅につきましては、やはり全県的に展開していく必要があるのではないかと思ひしております。この際、基本計画の実施等を踏まえて、災害公営住宅についても、なかなか帰れない住民の皆さんには、我々も自治体として全面的に協力する必要があるということだと思ひます。

先ほどいわき市長さんが、アパートが足りないという話をされましたけれども、避難者に対しての民間からの投資というのではないです。いつまでも、20年も30年もここに人が入ってくるということではありませんので、民間の投資はないと思ってください。ですから足りなくなるんです。普通のと看だつたら民間も投資してアパートをつくっていくのですが、そのことを一言申し上げておきたいと思ひます。

先ほども出ましたが、ふくしま産業復興企業立地補助金も大臣にお話しをしているんですけども、用意された1,700億を超える要望があつた。しかし、認められなかつた企業もたくさんある。要望は、今でも強いです。私は大臣から、300年分のお金が出ているという話を聞いたんですけども、復興交付金もそうなんです、復興交付金も最初は我々も期待しました。期待したんだけど、そうではなかつた。これは国が出したくない、やりたくないというのとは違ふと思ひます。国なのか、県なのかはわかりませんが、災害対策で緊急にやらなければならないことがあつたと思ひますが、そのときにどこかでミスマッチがあるのではないか。つまり、もっと具体的に言うと職員が本当にいるのか。これだけ膨大なことを処理する職員が十分に、県に、国にいるのかなというふうには私個人には疑問に感じたところなんです。通常の政策では、そんなはずはないんです。ですから、その点につきましても是非実現していただくと同時に、現在までに復興交付金と、企業への立地補助金、この2つについて総括していただきながら、次の展開をしていただきたいをお願いをしておきたいと思ひております。

賠償でございますけれども、損害賠償紛争審査会を開くという話が余り入ってきません。国の方からも是非尻をたたいていただきたい。東京電力に対しましても、私ども自治体からの損害の請求を出しておりますが、何の返事もないという状況でございます、各自治体とも10億、20億あるいは何億円という金額を既に放射能災害のために支出しております。国の方からも、この点を御指導いただきたいというのがお願いでございます。

幾つかランダムに申し上げましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。お疲れ様でございます。

○司会 ありがとうございます。

続まして、齋藤県議会副議長、お願ひします。

○齋藤副議長 県議会副議長の齋藤であります。

復興大臣、更には副大臣には私の地元相馬に久々においでをいただきまして、いろいろと賜つたことに感謝を申し上げたいと思ひます。

私は、今回初めてこの会に参加をさせていただきました。経過は全然承知をいたしてございませぬが、皆様方のいろいろな御意見あるいは御説明を聞いて、私の率直な意見を申し上げたいと思ひます。

まず1つは、今後の復興に向けてこの再生基本方針についての説明を受けましたが、何ともいいことが書いてあるんですね。スピードを上げて踏み出すことなんです。賠償問題とか、中間貯蔵施設とか、そういうものですけども、しっかりとスピードアップして実

施していただきたい、まずこれを申し上げたいと思います。

それから、細野大臣が先ほどごあいさつの中で、私も復興再生は何とんでも原発の収束であるということで、今後の布石を含めて決意を述べられましたが、先ほども双葉町長が言われたように、原発の現在の状況、例えば4号機のトラブルなど前もあったようでありますから、政府とか東電の発表は、我々は全然信用してないんですよ。ですから、この資料で東電の現況についてということで、私は絵を見たんですが、5階になっているんですか、プールの下はコンクリートを打設して補強してあるんですね。ただ、この2階部分と1階部分は補強してないんですね。ですから、仮に万が一のことがあった場合、あの当時官邸で想定したような最悪の事態に陥るとということで、国内外でも心配しているんです。ですから、しっかりと情報の公開と、更には専門家が知見を持って絶対に安全だという補強をしていただきたい、このようにお願いをいたしておきます。

それから、福島復興再生基本方針の案の中で、具体的な施策の中で、資料2の4ページに書いてあるんですが、「常磐道の早期復旧及び完成に向けた責任を持った取組」。それから、その下の「JR常磐線の早期全線復旧に向けた適切な指導及び技術的支援」となっているんですが、この常磐道路、常磐線は福島復興のシンボルだと思うんですよ。ただ、常磐道の場合は、御承知のように富岡以北から南相馬まで線量が高くてなかなか工事が入れない。これはわかりますが、道路の形態はできているんですから、除染を進めて常磐道は早期に開通していただきたい。

それから、JR常磐線なんですが、一民間企業に国で財政支援とか、いろいろな手だてをすることに抵抗があるようですが、これは1000年に1回の未曾有の災害ということで、そういうことを抜きにして、民間企業のJRに対して再生支援と、いろいろな意味で支援をしていただいて、1日も早い再開、開通をお願いしたい。特に私は相馬から仙台まで、あの区間の法制も決まって、これから具体的に作業に入ります。県の方からも4名の職員が現地に入っていますが、特にこの路線は仙台まで、しっかりと早急に開通できるようにひとつお願いしたい。

重複しますが、ふくしま産業復興企業立地補助金は、県では299件の申し込みがあって、9件が不採択、167件が採択されたんです。採択された企業は喜んでいいんですが、保留となった123件の企業です。これがどうしていいかわからないんですよ。保留ということは一応パスしたことになるんですから、将来に向けて意欲を持って取り組もうとしているんですが、なかなか決まってないということで、今から1,100億程度の財源が必要だということでもありますから、財務省はなかなか容易ではないと思いますが、やはりしっかりと財源の確保をお願いしたい。

以上を申し上げておきたいと思います。よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

最後でございますが、佐藤知事、お願いします。

○佐藤知事 今日議題の中心になっている基本方針案は、福島県の盛衰を決める極めて

大事なものであり、今日参加している人は勿論、福島県全体としてもそのような認識を持っております。

基本方針案については、将来に向かって財政的に裏打ちされたものでなければなりませんので、内閣におかれても、このことを強く認識していただいて、財源の確保を基本方針の中に明示してもらいたいと思います。それを踏まえつつ、5点ほど、方針案について修正をお願いいたします。

1つは、それぞれのご出席者からもありました、企業立地補助金の話でございます。福島県の産業は極めて地盤沈下しております。平成18年における福島県の製造費出荷額は6.1兆円ありましたが、それが今、概算ですと2兆円近くまで落ちているはずですので、おのずと雇用も落ち込んできますので、私は福島復興の大きな要素は産業政策、雇用政策だと思っております。そういう中で、先日、大臣と会談をさせていただいたとき、企業立地補助金については制度創設時の原点に立ち返っていただいて、本補助金の基金の積み増しをお願いしたところでもありますので、この方針の中にも明記していただきたい。

2つ目。これもほかの方々から話がありましたが、JR常磐線の早期全線復旧です。これは被災地域だけでなく、太平洋沿岸の南北軸を貫く極めて大事なインフラ路線でありますので、国は確実に促進をする旨を明記していただきたい。

更に、除染の目標について、県内全域における、長期目標として1ミリシーベルト以下を目指すということをはっきりと明記してほしい。

そして4点目、これは先ほど浅和さんからも話がありましたが、森林の除染について、最後まで責任をもって解決に当たるということをお願いしていただきたい。

5点目、再生可能エネルギーと医療機器関連の産業創造については、この方針案では機能の強化ということになっておりますけれども、産業集積につなげる必要があるため、機能強化にとどまるのではなく、拠点の整備ということをお願いしていただきたいと思っております。

福島県も一丸となって復興に向かい努力してまいりますので、政府におかれましても、ただいまの件を含め、この基本方針を具現化していただくことを希望いたします。よろしくをお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、大臣側からコメントをお願いします。

○平野大臣 たくさんの御意見ありがとうございます。

基本方針の表現に関わる部分につきましては、ただいまの皆さん方の御意見を含めまして、更に私どもの方で推敲を重ねてまいりたいと考えております。その上で、何件か、今日、いろいろな角度から御意見をいただきましたので、私の方からもかいつまんで何点かコメントをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、今日は風評被害のお話がありました。先般、私もさくらんぼの直販所にお邪魔してまいりまして、その前には川内村にもお邪魔しましたが、モニタリングの体制は実にしっかりしているなどと思っておりました。そして、ND（不検出）のものしか出さ



ないということについての徹底もされてきました。

しかし、その上で言われたのは、まず観光客が非常に少ないという話。それから、買っていただけるんですけども、非常につらい話としてあったのが、高速道路のパーキングエリアに行くと、直販で売った福島県産の食べ物が捨てられているというお話もありました。これは本当につらいというお話を受けまして、ここをどのようにするべきかということにつきましては、今、とにかくモニタリングをしっかりとしています、それから安全なものしか出していませんということは、繰り返し繰り返し私どもの方でもいろいろな媒体を通じて言っていく必要があると思います。

一方で、500 ベクレルから 100 ベクレルに食品の基準値が下がったことによって、私も風評被害の範囲が実際に拡大しているなという非常に危機感を覚えています。特に水産物においてはそうでありまして、繰り返しになって恐縮ですけども、モニタリングをしっかりとすると同時に賠償のシステムをしっかりと確立して、今日も賠償の話が出ましたけれども、できるだけ早く賠償が支払われるような体制の強化というのは、引き続き東電とも、あるいは賠償支援機構ともしっかりとお話をしながら固めていく必要があると思います。

ただ、大変申し訳ございませんけれども、一次産業ということにつきましては BSE のときもそうだったんですが、頭の中でわかっているにもかかわらずなかなか消費が戻らないということについては、ちょっと長い戦いになるかもしれませんが、連携しながら戦って対応していかなければならないと思っております。

観光業につきましても、まだまだ範囲が合っていない、賠償の体制が十分でない、考え方が十分でないということについても御指摘いただいておりますので、このことについてもしっかりと踏まえまして、政府としてできることはしっかりと対応しなければならないと考えておりますし、特に観光業につきましては福島だけではなくて、近隣の県にもどんどん風評被害が広まっておりまして、やはり賠償の考え方というのはしっかりと東電、支援機構とも話し合いをしていくことが大事ではないかと思っております。

あと、1 ミリシーベルト、20 ミリシーベルトの基準の話でございます。今日も参考資料で付けてございますけれども、この部分についての十分な説明がまだなかったと、私自身も反省しなくてはならないと思っております。これにつきましては細野大臣、環境省が中心になりまして、リスクコミュニケーション、説明をしっかりとやっていくことになっていきます。1 ミリシーベルトだけが先行するというのは、いろいろな考え方がありますがけれども、私どもは必ずしも正しい考え方ではないと思っておりますので、ここの部分についてはしっかりと説明をしなければならないと思っております。

あと、遠藤町長から賠償の話がございましたけれども、今、私と 8 町村の間では、8 町村で一度会議を開くということで待っていただきたい。つまり、住民の説明ということでありますけれども、住民の説明会の開催に移行するまでに、まず 8 町村の会議を開きたいので待っていただきたいということを浪江町の馬場町長から受けておりまして、今、それで 8 町村の会議が開かれることを待っているということでもあります。このことについて認

識の違いはないと思っています。

あと、流したというお話がございましたけれども、繰り返しで申し訳ございませんが、私どもとしては、情報管理については万全を期しているつもりであります。しかし、そういった中でこういう形で出たということは本当に残念なことでありまして、これも繰り返しになりますけれども、賠償、特に政治の話につきましては回収をしながらやってきた、しかも、管理は徹底しているということでございまして、どこでどういう形で出たのかということについては、大変申し訳ございませんが、今の段階ではよくわからないと言うしかありませんが、引き続き情報管理は徹底して務めなければならないと考えています。

ちなみに、賠償の問題につきましては、冒頭、枝野大臣からもお話がございましたけれども、やはり早く住民の説明をやってもらいたいという声も一方にあります。それから、支援機構の方には大変申し上げにくいことでもありますけれども、私は移住を決意してしまっていて、生活再建しなくてはなりません、いつになったら賠償の話を教えてくれるんではないかという声も多々寄せられているという実態もございます。そういったことも踏まえながら、しかし、一番大事なのは、今日信頼というお話がございました。信頼ということにつきましては全くおっしゃるとおりでありまして、信頼関係なくして話は進みませんので、賠償の問題につきましては、引き続きまずは関係町村の首長さんの意見を踏まえながら対応をやっていきたいと思っております。

もう一つ、いわき市長さんと瀬戸福島市長さんからございましたけれども、これから長期避難者の受け入れということに関しまして、どういう形でお願いしなくてはならないか。これは場合によったら会津若松市さんにもお願いする形になると思いますし、大玉村長さんにもお願いしなくてはならなくなるかもしれませんが、これにつきましては災害公営住宅という形にするのか、それと賠償の関係をどのように整理するのか、今、外部で検討中でございます。

併せて、医療の体制をどうするか。いろいろな社会不安、介護のサービスをどのようにするか、こういったことにつきましても全体像をある程度私たちの方で意識しながら、全体像を持ちながら、基本的な考え方を持ちながら関係町村、まずは双葉郡、お願いする側にも説明した上で、そしてまた受け入れていただく自治体にもきちんと説明をする。これは県との共同作業になると思っておりますが、そのことはしっかりとやっていきたいと思っております。

いろいろな御懸念があるかと思っておりますけれども、そのことについては払しょくしていただけるように、私どもも最大限の努力をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

あと、常磐道とか JR のお話がございました。これにつきましては、今、特に常磐道についてはどういう建設計画ができるか、今、これを鋭意詰めておりまして、その前段で、今、環境省の方が除染事業をやっておりますので、その結果等々を踏まえまして、できるだけ早く方向性を出したいと思っております。

一方で、JRの問題は何といっても旅客の仕事でありますから、高い放射線の地域について鉄道を走らせるかどうかという問題等々もございまして、これも引き続き、今、JRともお話をさせていただいておりますけれども、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

一方で、JRはどんどんどん北からと南からと、できるだけ時間をかけないように復旧をしていただくように、できるところから早く復旧するようというお願いは、私どもは国交省と連携をとりながら強くやっておりますし、JRもその方向性についてはほぼ一致しております。ただ、放射線の高い部分のところで営業ができるのかどうかということについては、やはり初めての体験ということもございまして、私どものさまざまな法律の問題等もあるということで、今、まだ検討中だということで御理解をいただきたいということでもあります。

さまざまありますけれども、とりあえず私の方からは以上にさせていただきます。

○佐藤知事 大臣、基本方針の表現についてはどのように思われますか。

○平野大臣 方針の表現につきましては、今、特に立地補助金、森林の助成、除染、1ミリシーベルト、再生可能エネルギー、そのほかにもさまざまな御意見をいただきました。これにつきましては、今日の御意見等も踏まえまして、今、この場で全部わかりましたと言いかねるものもございまして、引き続き協議をさせていただきたいと思います。ただ、皆さん方の考え方ということについてはよくわかりましたので、それは真摯に受けとめなくてはならないと考えております。

○細野大臣 それでは私から、時間もかなり経過をしておりますので、簡潔に皆さんのお話に対してお答えしたいと思います。

まず、冒頭の長島常務理事の方からは、風評被害のことにつきましてお話がございました。私どもはモニタリングをしておりますので、最近、本当に食品の風評の問題は深刻に受けとめております。私は昨日、気仙沼市にも行っておりましたが、もう本当に宮城県の方でも大変深刻な状況になっております。平野大臣からも先ほどそうした御提示がありましたので、政府全体としてどう対応するか、考えたいと思います。

私も毎日福島のお米を食べておりますし、農協の方に御配慮いただいて、購入させていただきました。今日も駅前でさくらんぼが売ってましたので、大量に購入して食べようと思っています。

やはり政府が出している情報が信頼されていないというのは、まさに我々の問題そのものでもありますから、政府全体でどう対応できるか、考えてみたいと思います。

次に、1ミリシーベルトと10ミリシーベルトの話が瀬谷会長、知事からもお話がございました。1ミリを長期的に目指すという方針は政府として一貫をしておりますので、それはしっかりと維持をいたします。その一方で、1ミリそのものが健康の問題と直結した問題でないということも明確に申し上げていかなければ、福島という場所そのものに対する評価にもなりますし、そこは住民の皆さんの不安にも直結をしますので、そこが違う問題なんだということを明確に分けるコミュニケーションを考えていきたいと思っております。

次に、中間貯蔵施設でございますが、商工会長さんから国がしっかりやれという叱咤激励をいただいたと受けとめました。賠償の問題をいろいろとお話をさせていただく中で、今、詰め作業をしておるということでございますので、それが一定の方向性が出た段階で、中間貯蔵施設についても、改めて具体的ないろいろな話し合いをさせていただければと思っております。

次に、森林の除染について多くの方からもっとしっかりとやるべしという御趣旨の御発言がございました。森林についてはこれまでもいろいろな検討をしてみましたが、改めて環境省の方では環境回復検討会の中で、森林の除染について集中的に取り上げる会を開くことを決定いたしました。7月9日、1回目の会議とすることも決まっておりますので、そこで住宅の近傍の森林の除染の在り方、更にはバイオマス発電を使った際の除染の効果なども含めて、これまでもいろいろな検討をしてみましたが、本格的な検討に入って、それをもって皆さんにこういう形でどうだろうかというお示しをしてみたいと思っております。改めて、今日、森林除染に対する皆さんの意識の強さというのを非常に感じましたので、しっかりとやってみようと思っております。

次に、常磐道でございますが、副議長さんからもお話がございました。この常磐道は除染をやるのと、終わってから道路をつくるというのではなくて、除染が終わったところから作り出す。除染が終わったときには道路ができてきているという状況を目指したいと思っております。そこは復興庁で平野大臣にイニシアチブをとっていただいて、国交省と環境省がまさに一体となって事業をやります。浜通りについては最優先課題ということで、政府全体として取り組んでみたいと思っております。

次に、企業で除染をしていただいたケースであるとか、個人で除染をしていただいたケースでありますけれども、これからやっていただくことについてはそれぞれの市町村と協議をしていただいて、きちんと県で負担をしていただけるということになると思っております。

問題は過去の分でございますが、これについては市町村でいろいろな事務の問題もありますので、若干遅れている部分もございますけれども、今、瀬戸市長さんの方から企業のことについていいのではないかと御趣旨の発言もありましたので、やれるところから、明確にやっていただいたものが依然として残っているところについては、過去の分についてもお支払いができるように、県の方とも調整をして対応してみたいと思っております。

最後に、何名かの方から第一原発の現状について厳しい御認識がございました。勿論これからも説明を尽くしていきたいと思っておりますし、今回4号機のプールで再びトラブルがあったことは重く受けとめております。

つい先ほども関係者に指示をしたところでありますが、確かにプールについては冷却をするのにいろいろな代替手段はあるんですけれども、それがしょっちゅうこういう形で止まるということでは、本当に皆さんの不満に応えることになっていない。もう一度、多重性・多様性をどう確保して、トラブルがあったとして瞬時に乗り越えられるような体制をつくれるかどうか、そこは改めてエネ庁、保安院、そして東京電力ということになります

が、この問題は直接の担当だと思っておりますので、踏み込んでしっかりとやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○枝野大臣 私の方から企業立地補助金について、大変大きな御期待を、ある意味で評価をいただいていると思っております。それだけにお答えとしては、苦しいなというのが正直なところでございますが、御承知のとおり、今、県の方に大変な御尽力をいただいて、それぞれの補助額についての精査をさせていただいているところでございます。

率直に言って、一部にはなかなか直接雇用とか産業振興に結び付いてない部分が含まれているのも現実でございます。そうした意味では、これは瀬戸市長さんからおっしゃっていただいたのでしょうか、職員の皆さんの数とかいうことで、なかなか査定が難しいということの実態が背景にあるのかなと思っております。とにかく、まずはこの精査をしっかりとさせていただきませんかと財政当局に私も強く出られませんので、ここはしっかりとやらせていただきたいということで、今日のところのお答えは、率直に申し上げてこれ以上なかなか踏み込むのが難しいなというのが正直なところでございます。

それから、基本方針の中の産業の拠点化ということについてでございますが、冒頭に申し上げましたとおり、まさに福島県において医療、薬関係とエネルギー関係をこの地域の再生の柱にしていきたいということについての決意は、明確なつもりでございます。若干文章、基本方針の書き方としては、実際にここにどうやって産業集積をして雇用につなげていくのかということが重要だと思っております。例えば既に産総研が拠点をつくるということについては、御承知のとおり進めておりますが、拠点をつくるのが目的ではなく、そのことによって実際の産業集積や雇用につなげていく、そのことについてしっかりとどうコミットした形にできるのかということについては、平野大臣と御相談をさせていただいてやっていきたいと思っております。

賠償について、今、問題になっている賠償の基準、不動産等の話については平野大臣からのお話のとおりでございますが、これまで賠償を請求しながら前に進んでないということについては、1つはADR（原子力損害賠償紛争解決センター）をもっと急がせるということと、もっと強く出るということについては、直接は文科省になるんですが、文科省にお願いをしまして、ADR から出た和解案は、東電は断れないということは東電にコミットさせておりますので、ADR がもっと強く出ることで、それから人数その他の強化をすることで、早期にしっかりと和解案を示して解決につながるようということ促しているところでございます。

勿論、ここは大きな組織ですので、急にがらっと変わるわけにはいかないかと思っておりますが、御承知のとおり新しい執行体制をつくりましたので、まさに被害者の皆さんに寄り添う形での会社風土に、徐々にですが、間違いなく変わっていってもらえると確信を持っておりますので、それをしっかりと促していくことで賠償を進ませたいと思っております。

○司会 それでは、大分時間もオーバーしてしまいましたが、これをもって本日の会議は

終了させていただきます。ありがとうございました。